L-2022-002[免税事業者等の区分に対応するための課税分類コードの追加]について

「課税分類コード」は、「消費税に係る課税処理の分類を示すコード」であり、軽減税率導入時とは違って、適格請求書等保存方式への移行に伴って取引上の分類が変わることはないので、新たな分類コードを追加する必要はないと考えています。

(1).「課税」「軽減税率」「非課税」「免税」「不課税」（「経過措置」は除く）に関しては、国税庁のホームページにその違いが掲載されており、取引自体を分類するコードとして明確であり、特に、混乱することなく、利用している。

（その取引が、国内における課税資産の譲渡に当たる取引か、その課税資産が軽減税率対象品目か、課税対象にそぐわない取引か、また輸出類似取引か、資産の譲渡に当たらない取引か、など、消費税法上の分類に従って設定されたものであり、現行の分類で業務的に混乱なく定着している。）

(2).今回の課税分類コード：６、７の追加提案は、上記の取引自体の分類に対して新たに、その取引の仕入先が適格請求書発行課税事業者か、免税事業者かの分類の意味合いを持たせるものであり、混乱を招くことが想定される。

1. 課税分類コード：6、7の利用は、立替金報告メッセージに限定されるが、コード類は全メッセージ共通になっており、それ以外のメッセージでは、項目の運用詳細に記載されているコード表に追加した上で、使用不可等の制約を入れる必要がある。

（現在の分類の説明では、通常の見積・注文・請求業務での利用方法等で、混乱を招く。立替金業務をCI-NETで処理している会社が限定的な状態の中で、３者間取引の立替金処理における仕入先が適格請求書発行事業者か、免税事業者かを分類するコードがうまく伝わるのかが疑問。）

(3).３者間取引の立替金処理で、課税分類コード：6、7を追加する必要性があるのかが、わからない。

1. ３者間取引の立替金処理において、複数の仕入先との取引をまとまると消費税額が正しく計算されないといった課題はある。

（仕入先毎に計算された消費税額と一致しない。→仕入先毎にメッセージをわかる等の対応が必要である。）

1. 消費税額の計算上の取り扱いが課税分類コード：1､2と同じであれば、新たに分類コードを設ける必要がないのではないか。
2. 受注者が仕入税額控除を受けるためには、仕入先（取引）毎に、適格請求書に必要な記載事項（適格請求書発行事業者の名称・登録番号および税率毎に区分して合計した対価の額及び消費税額）を伝える必要があるか、それらを適格請求書発行事業者か、免税事業者かで区分して集計することまでは求められていない。

以上